

藤田 昇議員に対する問責決議

我々、三浦市議会議員は、「市民に開かれた、市民のための議会」を目指し、不断の努力を重ねるとともに、市民の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、人格及び倫理の向上に努め、行動することが求められている。

このたび、藤田 昇議員においては、三浦市議会議員政治倫理条例に基づく調査請求書が市民から提出され、政治倫理審査会で審査の結果、令和3年3月10日開催の都市厚生常任委員会における陳情審査の際、出席した陳情者に恐怖心を与え、陳情を抑制するような威圧的な発言や、調査不足や誤解の下に発言を行ったことについては、市民全体の代表者としての品位を損ねるものとして、また、自身が代表を務める洋品店での商品の受注については、発注者との関係性に市民から疑惑が持たれたものとして、同条例に定める政治倫理基準に違反する行為があったことが認められた。

今回の藤田 昇議員の行為は、三浦市議会の信用を失墜させ、品位を傷つける、断じて許されないものである。

よって、藤田 昇議員に対し、この責任を強く問うとともに、猛省を促し、市民の代表としての責務と高い倫理観を深く認識することを求めるものである。

以上、決議する。

令和4年6月10日

三浦市議会